

## 第8回 池袋副都心交通戦略委員会

### 議 事 録

I. 日 時：平成29年3月16日（金）10:00～11:30

II. 場 所：豊島区 生活産業プラザ 3階大会議室

III. 委員名簿：

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
委員長	横浜国立大学 理事(国際・広報担当)・副学長	中村 文彦	
副委員長	イーグルバス株式会社 顧問	坂本 邦宏	
〃	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	大沢 昌玄	
委員	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設企画室長	中村 健一	
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 企画専門官	中西 賢也	欠席
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長 (統括課長)	名取 伸明	代理
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発計画推進担当課長	田中 佐世子	
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 物流調査担当課長	関口 知樹	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課長	澤井 正明	代理
〃	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課長	相羽 芳隆	代理
〃	東京都 建設局 道路管理部 路政課長	鈴木 直也	代理
〃	東京都 建設局 道路管理部 保全課長	福永 太平	欠席
〃	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長	松島 進	代理
〃	東京都 第四建設事務所 管理課長	村上 修史	代理
〃	警視庁 交通部管理官 都市交通管理室長	椎名 啓雄	欠席
〃	警視庁 池袋警察署交通課 課長	三橋 仁美	代理
〃	警視庁 目白警察署交通課 課長	岡田 昭彦	欠席
〃	警視庁 巣鴨警察署交通課 課長	福田 正明	
〃	一般社団法人 東京バス協会 常務理事	二井田 春喜	欠席
〃	財団法人 東京タクシーセンター 指導部施設管理課	玉田 隆広	代理
〃	東京商工会議所 豊島支部 会長	鈴木 正美	
〃	豊島区商店街連合会 会長	足立 勲	
〃	豊島区町会連合会 副会長	塚田 義信	欠席
〃	豊島区観光協会 名誉会長	齊木 勝好	
〃	豊島区 副区長	宿本 尚吾	欠席
〃	豊島区 政策経営部 部長	城山 佳胤	欠席
〃	豊島区 都市整備部 部長	奥島 正信	欠席
〃	豊島区 都市整備部 土木担当部長	石井 昇	

区分	所属・役職	氏名	備考
事務局	豊島区 都市整備部 都市計画課長	野島 修	
〃	豊島区 都市整備部 交通・基盤担当課長	原島 克典	
〃	豊島区 都市整備部 再開発担当課長	活田 啓文	
〃	豊島区 都市整備部 建築課長	園田 香次	欠席
〃	豊島区 都市整備部 建築審査担当課長	東屋 英俊	
〃	豊島区 都市整備部 土木管理課長	柴 俊之	欠席
〃	豊島区 都市整備部 道路整備課長	松田 芳隆	
〃	豊島区 政策経営部 企画課長	高田 秀和	代理
〃	豊島区 政策経営部 財政課長	井上 浩徳	欠席

#### IV. 議事次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
  - 1) H29 年度実証実験結果の報告（資料 1）
  - 2) 駐車場整備地区の変更及び駐車場整備計画の策定について（資料 2、資料 3）
  - 3) 駐車場地域ルールの策定について（資料 4）
  - 4) 今後のスケジュール（資料 5）
4. その他
5. 閉会

#### V. 配布資料

##### 次第

資料 1 : H29 年度実証実験結果の報告

資料 2 : 駐車場整備地区の変更及び駐車場整備計画の策定について

資料 3 : 池袋地区駐車場整備計画（案）

資料 4 : 駐車場地域ルールの策定について

資料 5 : 今後のスケジュール

## VI. 議事概要

### ○委員長挨拶

(中村委員長)

- ・池袋副都心交通戦略では、定期的に情報共有・意見交換を行い、課題を克服して前進している。本委員会では、歩行者優先化実証実験の報告・駐車場整備地区変更・駐車場整備計画・地域ルールについて報告するが、交通戦略の実現に向けて、皆様の奇譚のない意見を頂戴したい。

### ○傍聴者の確認

(傍聴者なし)

### ○資料の取り扱いについて

- ・委員会資料一式は公開、参考資料は非公開とする

### ○事務局より「資料1：H29年度歩行者優先化実証実験結果の報告」の説明

討議内容は以下のとおり。

#### (大沢副委員長)

- ・歩行者交通量が増加する事で、歩行者が密集することの危険性が生じる。歩行者交通量は増えたとのことだが、密度による評価はおこなったのか。

#### (事務局)

- ・資料には載せていないが、ハレザ池袋開業後の通行空間の評価を、サービス水準を用いて評価をしており、南北区道の自動車通行を抑制し、歩行者優先の空間とすることで良好な通行空間の確保が可能との結果がでている。

#### (足立委員)

- ・南北区道は歩行者交通量が増え、事故件数も増加していることから、地元としてもラウンドワンとユニクロの駐車場の利用者に早期の説得が必要と感じている。
- ・地元では、南北区道での荷さばきを夜遅くに実施する取り組みを行っている。
- ・必要に応じ地元も協力するので、時間貸しの駐車場への説得を続けて頂きたい。区と地元が共同で取り組めば、早期の解決も可能だろう。

#### (事務局)

- ・南北区道の歩行者優先化は、ハレザ池袋がグランドオープンする再来年7月までに実現したい。
- ・ユニクロとラウンドワンの駐車場は時間貸し駐車場のため、歩行者優先化に向けどのような施策を実施すべきか難しいが、実現に向け引き続き協議を行っていく。
- ・サンシャイン通り（明治通り～旧三越裏通り）は、一昨年実験を行ない、歩行者優先化による影響はないとの結果が得られたため、警視庁とも協議を進め、2～3ヶ月以内に同区間の車両通行の時間帯規制が実施されると池袋警察署より回答を頂いている。

#### (中村委員長)

- ・一般車・荷さばきドライバーからのアンケート回収枚数が少ないため、次回以降はどのような調査方法が適切か、あるいは調査の必要の有無等の観点から、調査の手法を判断する必要がある。

- ・路上駐車台数の計測はどのようにして実施したか。

(事務局)

- ・10分ごとに調査員が巡回して路上駐車車両のナンバーを控え、集計時に照合し、同じナンバーであった場合は1台としている。

(中村委員長)

- ・ある時刻とその10分後の2回巡回しているのか。あるいは1日中巡回しているのか。

(事務局)

- ・10分間隔で1日中巡回している。

(中村委員長)

- ・委員会資料は公開されるものであり、かつ読み手がどう解釈するかわからないため、誤解を生まないように調査方法などを記載しておくとうい。
- ・特定の車両が何分～何時間駐車したか分かるならば、台数×時間の総量の評価も指標としてある。また、路上駐車による道路空間の占有状況が分かれば、路上駐車による影響の評価の意味合いが変わってくるだろう。

(坂本副委員長)

- ・南北区道での交通事故や歩行者同士のトラブル、駐車違反のデータがあれば、歩行者優先化時の効果指標として示せるが、データはあるか。

(事務局)

- ・区として調査はしていない。
- ・データの提示が可能か、警察署の意見を伺いたい。

(三橋委員)

- ・データはあるが、一般公開する場合は署長との協議が必要となる。

(坂本副委員長)

- ・データがあれば、歩行者優先化による効果を、自動車交通面の指標と歩行者交通や路上における自動車と歩行者、歩行者同士のトラブルの指標から示すことができるため、この先警察署に協力して頂き、データを貯めておくことは一つの手段として考えられる。

(中村委員長)

- ・ハレザ池袋完成後の歩行者流動は、当初交通戦略で想定したイメージと異なる流動になるのではと感じている。
- ・また、今後芸術文化機能が見直される中で、想定よりも劇場の使われ方が変わるのではと感じている。このような場合に、南北区道の道路基盤が歩行者を受け止られるかを再度計算する必要があるか教えて頂きたい。

(事務局)

- ・ハレザ池袋のグランドオープン後は年間650万人の来訪を想定しており、現在の歩行者交通量に1日約2万人がプラスされるため、道路基盤整備は非常に重要と認識している。
- ・旧庁舎さよならイベント時に池袋駅東口周辺の歩行者交通量を計測した結果、サンシャイン通りから南北区道の歩行者が通常より2万人増加したこと、他の道路は1000人程度の増加だったことから、旧庁舎周辺へ向かう歩行者の主要動線はサンシャイン通り～南北区

道と推測される。

- ・また、道路基盤の他に、案内標示により歩行者を適切に誘導し、イベント時も安全なルートを確認する必要があると認識している。現在、サインによる誘導も含め、検討を進めている。

**(中村委員長)**

- ・検討する際は、年間・休日・時間帯の他に、複数のイベントが同時に終了した場合など、多数のパターンで検討いただきたい。

**(足立委員)**

- ・ハレザ池袋が開業した場合、歩行者交通量が大きく増加するが、交通処理を信号処理か人による誘導どちらで行うか検討しているか。

**(事務局)**

- ・歩行者交通量によるが、イベント時は人による処理が必要だろう。原則として、通常時は信号で処理し、イベント時は誘導員を配置して交通処理の強化を行ない、歩行者の安全を確保する。

**(足立委員)**

- ・現在はイベント時に誘導員を雇って整理を行っているが、今後歩行者が増えると適切な誘導ができなくなる可能性もある。その場合に区としてどう対応するかも整理しておく必要があるだろう。

**(事務局)**

- ・イベントの頻度や人の集積度合にあわせ、個別対応をしつつ、安全なルート確保をするため検討をおこなう。

**(中村委員長)**

- ・来年度は、南北区道における歩行者優先化の実現にむけ、地元・関係機関との具体的な調整・協議に入ること、および継続的な歩行者優先化実証実験を実施するがよいか。

**(一同)**

- ・異議無し。

○事務局より「資料２：駐車場整備地区の変更及び駐車場整備計画の策定について 資料３：池袋地区駐車場整備計画（案）」の説明

討議内容は以下の通り。

（中村委員長）

- ・届け出が必要な駐車場面積は、全国で500m<sup>2</sup>と統一されたものか。

（事務局）

- ・駐車場法に基づいているため、全国で統一されている。

（中村委員長）

- ・他の自治体で、独自に届け出を出す条件を定めた条例はあるか

（事務局）

- ・石川県金沢市では、駐車場面積が50m<sup>2</sup>以上となる場合に届け出を義務づけている。

（中村委員長）

- ・今回の取り組みは他で行っている先進的な事例に追いつくことができるので、金沢市の事例も参考にしつつ進めて頂きたい。
- ・駐車場整備計画の内容について承認頂き、4月1日より公示とするがよいか。

（事務局）

- ・異議無し。

## ○事務局より「資料4：駐車場地域ルールの方定について」の説明

討議内容は以下のとおり。

### (足立委員)

- ・フリンジ(集約)駐車場を整備するとあるが、開発等で新しい建物を建設する際に合わせて駐車場も整備するということか。

### (事務局)

- ・その通りである。
- ・あわせて、既存駐車場で余剰がでている箇所への誘導もおこなう。

### (足立委員)

- ・南北区道等の歩行者を優先する道路はどう対応するのか。

### (事務局)

- ・歩行者優先の道路の沿道には駐車場を作らせず、他の場所で交通上支障が無い駐車場へ誘導する。

### (澤井委員)

- ・地域ルールを定める地区に、駅前の東武百貨店や西武百貨店が入っていないが、これらの地区に地域ルールは適用しないのか。

### (事務局)

- ・図では示されていないが、駐車場整備計画と同じ範囲で地域ルールも定めるため、東武百貨店や西武百貨店も地域ルールの対象となる。

### (中村委員)

- ・地域ルールには駐車施設の整備と民間再開発事業等との連携による駐車施設の整備の2つの意味がある。国土交通省では、地域ルールに基づき附置義務駐車場の緩和を可能にする法案を国会に提出している。可決されれば、施工通達等具体的な内容を紹介する。池袋がより良いまちとなるように、国の制度の活用も検討して頂きたい。
- ・また、地域ルールの策定により、開発により駐車場を確保しなければならない場合でも、民間は柔軟な対応が可能となり、効果的に開発を行うことができる。(アクセスがしやすく、渋滞が発生しにくい場所への駐車場整備、需要に見合った台数の確保、既存駐車場の活用等)そのため、民間が開発等とあわせて駐車場を整備する場合において、適切な駐車場整備の誘導ができるようにして頂きたい。
- ・地域ルールによる駐車場の整備は、歩行空間の施策とリンクしており、整合をはかることは重要である。豊島区では、駐車場の施策と歩行空間の施策をハレザの開業に合わせて考えており、国としても非常に良いものができるのではないかと期待している。国では、来年度から駐車場と歩行空間の施策をあわせた取り組みを積極的に推進しようと考えているが、豊島区は、国が推進する前から積極的に取り組みを行っているので、国としてもPRしたい。
- ・参考情報として聞いて頂きたいが、自動二輪車の路上駐車が少なく問題になっていないとあるが、国会質疑で置く場所がないから来ないのであり、需要はあるのではないかとの意見を頂くことがある。ただし、池袋周辺地区での実態は別の問題であるため、地域ルール

の策定時に検討していただきたい。

**(中村委員長)**

- ・需要と供給の位置的アンバランスが生じることが、誰に対してのどのような問題かがわかりにくい。また、大規模駐車場への自動車の集中についても、待ち行列が発生し、道路交通に影響を与えていることが問題であるが、資料を見る限りでは、問題の所在がわかりにくい。
- ・ドライバーが駐車場を選択する行動原理は、車両の入出庫のしやすさ等の情報の他に、価格が大きく影響することは研究でも判明している。仮に特定の駐車場に集中する理由が料金割引であれば、駐車場の割引や提携等、運営面まで踏み込んで議論しなければ、フリッジ駐車場を整備しても利用されない可能性がある。今の資料では、なぜ自動車が特定の駐車場に集中するか、誰にとって問題か、何がネックかが見えにくい。
- ・銀座でも議論したが、貸し切りバスのインバウンド対応も、需要量を前提としてスペースを用意するのではなく、交通利便性も良く、かつ情報も多言語化されているため、バスから鉄道等の交響交通機関へ転換させることで、貸し切りバスの量は操作できる。また、別の問題として、乗降場所と待機場所もあるが、今の資料では見えてこない。

**(事務局)**

- ・貸し切りバスについては、地域の実態に合わせ、文言の整理をする。
- ・時間貸し駐車場の課題を挙げた意図は、駅東口の都市計画駐車場の利用率は100%を超えており、土日は路上に駐車待ちが発生しているが、一方で空いている駐車場も存在するためである。今後は誘導の方策も含め、文言の整理をする。

**(中村委員長)**

- ・来年度からは地域ルール策定協議会を立ち上げ、地域ルールの検討、および策定を進めていくがよいか。

**(一同)**

- ・異議無し

○事務局より「資料5：今後のスケジュール」の説明

討議内容なし。

Ⅶ. その他

(事務局)

- ・交通戦略委員会は次年度より池袋周辺地域再生委員会の交通検討部会となる。
- ・豊島区では、5月の基盤整備方針の策定、来年度末の交通戦略の時点更新が行われるとともに、4つの公園の改修やハレザ池袋のオープン、中長期的には環状5-1号線の地下道路の開通が控えている。これらに向け、交通検討部会では、同委員会の基盤検討部会と連携し、再生委員会で定めた交通に関する方針を実現するための議論を進める。
- ・部会は年2～3回の開催を予定しており、座長は引き続き中村委員長にお願いする。メンバーも交通戦略委員会と同様のメンバーを考えている。なお、委員の委嘱については別途連絡する。
- ・地域ルール策定の策定は、地元を中心として勉強会をはじめに開催し、後に区の附属機関として地域ルール策定協議会を秋頃に立ち上げ、策定を目指す予定である。

以上